

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第21号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第3条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者<u>(婚姻によつて成年に達したものとみなされる者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム並びにビデオディスク、録画テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>がん具類等</u> <u>がん具類</u>及び刃物その他の器具類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定する銃砲及び同条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。</p> <p>(8) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、<u>はり紙</u>及び<u>はり札</u>並びに広告塔、広告板、建物その</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第3条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム並びにビデオディスク、録画テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。<u>以下同じ。</u>）による記録に係る記録媒体をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>玩具類等</u> <u>玩具類</u>及び刃物その他の器具類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定する銃砲、<u>同条第2項に規定する刀剣類及び同法第3条第1項に規定するクロスボウ</u>を除く。）をいう。</p> <p>(8) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、<u>貼り紙</u>及び<u>貼り札</u>並びに広告塔、広告板、建物その</p>

他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。

(9)・(10) (略)

(有害興行を行う興行場への入場の制限及び有害図書類の販売等の禁止)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を、被写体とした写真(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)若しくはその複製物又は描写した絵を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数(第7項又は第10条の7第1項若しくは第2項の規定による規制を免れる目的で、既に発行されている書籍又は雑誌に他の印刷物又は白紙を合わせて編てつしていると認められる場合は、当該印刷物又は白紙のページの数を除くものとする。)の5分の1以上を占めるもの
- (2) ビデオディスク、録画テープ又はディー・ブイ・ディーであつて、別表に掲げる姿態又は行為の場面の描写(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間が合わせて3分間を超えるもの

他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。

(9)・(10) (略)

(有害興行を行う興行場への入場の制限及び有害図書類の販売等の禁止)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、興行を製作し、又は主催する者で構成する団体が知事の指定を受けたものが審査し、青少年の観覧を不適当と認めたものであつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、有害な興行とする。

5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を、被写体とした写真(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)若しくはその複製物又は描写した絵を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数(第10項又は第10条の7第1項若しくは第2項の規定による規制を免れる目的で、既に発行されている書籍又は雑誌に他の印刷物又は白紙を合わせて編てつしていると認められる場合は、当該印刷物又は白紙のページの数を除くものとする。)の5分の1以上を占めるもの
- (2) ビデオディスク、録画テープ、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法による記録に係る記録媒体であつて、別表に掲げる姿態又は行為の場面の描写(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間が合わせて3分間を超えるもの
- (3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成す

5 興行場を経営する者又は興行を主催する者（以下「興行場経営者等」という。）は、第1項の規定により指定された有害な興行（以下「有害興行」という。）を行つている場所に青少年を入場させてはならない。

6 興行場経営者等は、有害興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所に第1項の規定による指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

7 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された有害な図書類又は第4項に規定する有害な図書類（以下これらを「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

8 （略）  
（自動販売機等管理者の設置）

#### 第10条の6 （略）

2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。  
(1) 満20歳に達していること。

る団体で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧、視聴又は聴取を不相当と認めたものであつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

6 知事は、第4項又は前項第3号の指定をするときは、当該団体の名称及び当該団体が青少年の観覧又は閲覧、視聴若しくは聴取を不相当と認めた興行又は図書類を表示する方法を県の公報で公示しなければならない。

7 第4項又は第5項第3号の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

8 興行場を経営する者又は興行を主催する者（以下「興行場経営者等」という。）は、第1項の規定により指定された有害な興行又は第4項に規定する有害な興行（以下これらを「有害興行」という。）を行つている場所に青少年を入場させてはならない。

9 興行場経営者等は、有害興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所に、有害興行である旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

10 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された有害な図書類又は第5項に規定する有害な図書類（以下これらを「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

11 （略）  
（自動販売機等管理者の設置）

#### 第10条の6 （略）

2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。  
(1) 満18歳に達していること。  
(2)・(3) （略）

(2)・(3) (略)

(推奨及び指定の取消し)

**第11条** 知事は、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨又は第9条第1項、第10条第1項若しくは次条第1項の指定をした場合において、当該推奨又は指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すことができる。

2 前項の場合には、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨にあつては第7条第2項の規定を、第9条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、第10条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、次条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を準用する。

(審議会への諮問等)

**第18条** 知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第1条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。

(3) (略)

2 (略)

(一般からの申出)

**第19条** 何人も、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨、第9条第1項、第10条第1項若しくは第12条第1項の指定又は第11条第1項の取消しをすることが適当であると認める

(推奨及び指定の取消し)

**第11条** 知事は、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨又は第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項若しくは次条第1項の指定をした場合において、当該推奨又は指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すことができる。

2 前項の場合には、第7条第1項又は第8条第1項の推奨にあつては第7条第2項の規定を、第9条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、同条第4項又は第5項第3号の指定にあつては同条第6項及び第7項の規定を、第10条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、次条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を準用する。

(審議会への諮問等)

**第18条** 知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第1条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。

(3) (略)

2 (略)

(一般からの申出)

**第19条** 何人も、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨、第9条第1項、第10条第1項若しくは第12条第1項の指定又は第11条第1項（第9条第4項及び第5項第3号に係る部分を除く。）の取消しをすることが適当である

ときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

(罰則)

**第21条** (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項の規定に違反した者

(2)～(13) (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第5項の規定に違反した者

(2)～(5) (略)

6 (略)

7 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第6項の規定に違反した者

(2)・(3) (略)

8 (略)

(両罰規定)

**第22条** (略)

(委任)

**第23条** (略)

**別表** (略)

(1) 姿態

全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

ア 女性の大たい部を開いた姿態

イ (略)

と認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

(罰則)

**第21条** (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第10項の規定に違反した者

(2)～(13) (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第8項の規定に違反した者

(2)～(5) (略)

6 (略)

7 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第9項の規定に違反した者

(2)・(3) (略)

8 (略)

(両罰規定)

**第22条** (略)

(罰則の適用除外)

**第23条** この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をした時において青少年であつた者についても同様とする。

(委任)

**第24条** (略)

**別表** (略)

(1) 姿態

全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた姿態

イ (略)

ウ 愛ぶの姿態

ウ <u>男女の愛ぶの姿態</u>	エ (略)
エ (略)	オ 排せつの姿態
オ <u>女性の排せつの姿態</u>	カ (略)
カ (略)	(2) (略)
(2) (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第4号、第9条、第11条、第18条、第19条及び第21条の改正は、令和4年10月1日から施行する。
- 令和6年3月31日までの間における改正後の第3条第1号の規定の適用については、同号中「達するまでの者」とあるのは、「達するまでの者（民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧法」という。）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者及び改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第753条の規定により成年に達したものとみなされる者を除く。）」とする。